

四万十町景観条例の全部を改正する条例（案）

四万十町景観条例（平成 20 年 8 月 28 日条例第 27 号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 5 条）
- 第 2 章 景観計画（第 6 条―第 7 条）
- 第 3 章 行為の制限（第 8 条―第 16 条）
- 第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第 17 条―第 22 条）
- 第 5 章 四万十町景観協議会（第 23 条）
- 第 6 章 雑則（第 24 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、四万十町の豊かな自然と人々の暮らしの中で築かれた良好な景観を守り、育て、創って、未来へと引き継ぐために、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び景観行政団体が定める景観計画に基づき必要な事項を定め、四万十川流域の他の景観行政団体と協調して、自然的社会的諸条件に応じた施策を町民協働のもとに展開し、もって四万十川をはじめとした美しく風格のある良好な景観の形成に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 町民 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は土地、建築物若しくは工作物に関する権利を有する者をいう。
- （2） 事業者 町内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- （3） 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- （4） 工作物 建築物以外の工作物のうち規則で定めるものをいう。

2 その他の用語の定義は、法及び景観計画（法第 8 条第 1 項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）の例による。

（基本理念）

第 3 条 四万十町の良好な景観は、町民共有の財産として、現在及び将来の町民がその恩恵を享受できるよう、町、町民及び事業者の適切な役割分担と協働のもとに形

成されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、景観の形成に関する施策を定め、計画的に実施しなければならない。

- 2 町は、景観の形成に関する施策の策定及び実施にあたっては、町民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 町は、公共施設等の整備を行う場合には、景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 町は、町民及び事業者が景観の形成に積極的な役割を果たすことができるよう意識の高揚、知識の普及を図るなど必要な措置を講ずるものとする。
- 5 町は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体及び公共的団体に対し、景観の形成について協力を要請するものとする。

(町民及び事業者の責務)

第5条 町民及び事業者は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、町が持つ地域特性に配慮し、積極的に景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 町民及び事業者は、町長が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第6条 町長は、景観を総合的かつ計画的に推進するため、景観の形成に関する基本的な目標を明らかにするとともに、町民等と協力してその目標を実現するための指針となる景観計画を策定しなければならない。

- 2 町長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ第23条に規定する四万十町景観協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 3 町長は、景観計画を定めようとするときは、必要に応じて四万十町文化的景観整備管理委員会の意見を聴くものとする。
- 4 町長は、景観計画を定めたときは、これを告示しなければならない。
- 5 第2項から前項までの規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観重点区域の指定)

第7条 町長は、景観計画区域のうち、重点的に景観の形成を図る必要があると認める区域を、景観重点区域として指定することができる。

- 2 町長は、景観重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の住民及び利害関係人の意見を聴くとともに、協議会の意見を聴かななければならない。

第3章 行為の制限

(届出対象行為)

第8条 景観計画区域内において、法第16条第1項の規定による届出の対象となる行為（同項第4号の規定により条例で定める行為を含む。）は次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為
- (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (5) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積
- (6) 木竹の植栽又は伐採
- (7) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明

(事前協議)

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ町長と協議することができる。

(景観計画との適合)

第10条 景観計画区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に適合させなければならない。

(法に基づく届出をした者に対する通知)

第11条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出のあった場合において、当該届出に係る行為が、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知する。

(行為の中止又は完了の届出)

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止し、又は完了した時は、町長にその旨を届け出なければならない。

(公共事業における景観配慮)

第13条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前条各号の規定に関し、

法第 16 条第 1 項に基づく届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、法第 16 条第 5 項に基づき町長にその旨を通知しなければならない。

- 2 町長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求める。

(届出を要しない行為)

第 14 条 法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定める行為は、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない行為として規則で定める行為とする。

(特定届出対象行為)

第 15 条 法第 17 条第 1 項に規定する条例で定める行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為で規定に基づき届出を要する行為の全てとする。

(勧告又は変更命令等に係る手続き)

第 16 条 町長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告、法第 17 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による変更命令を行う場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定)

第 17 条 町長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で景観の形成に重要な価値があると認める建築物等を法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物に指定することができる。

- 2 町長は、景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、当該所有者等の同意を得なければならない。
- 3 景観計画区域内の建造物の所有者は、町長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。
- 4 町長は、景観重要建造物を指定したときは、当該景観重要建造物の名称、所在地、所有者等その他必要な事項を告示するとともに、管理上の修繕、防災上の措置、定期点検の内容等の管理の方法の基準及びその財政的な支援措置等について規則で定めるところにより、その所有者等に通知するものとする。
- 5 町長は、第 1 項の規定により、景観重要建造物を指定したときは、これを表示す

る標識を設置しなければならない。

(景観重要建造物の指定の解除)

第 18 条 町長は、景観重要建造物が朽廃、滅失等により景観の形成上の価値を失ったと認めたとき、その他特別の理由があると認めたときは、景観重要建造物の指定を解除することができる。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第 19 条 景観重要建造物の所有者等は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 町長は、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な法第 25 条第 2 項の条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準として次のとおり定める。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の概観を変更することのないようにすること。

(2) 景観重要建造物の焼失を防ぐため、その敷地、構造又は建築設備の状況を定期的に点検し、消火機材の設置、その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(現状変更等の許可)

第 20 条 景観重要建造物の所有者等は、法第 22 条の規定に基づき当該景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をする場合には、町長の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為若しくは軽易な行為又は災害等のため必要な応急措置として行う行為で、景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものについては、この限りでない。

2 法 22 条第 3 項に基づき良好な景観の保全のために許可に必要な条件を付与する上で必要があると認めるときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 当該景観重要建造物に係る所有権その他の権限を移転しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を町長に届出なければならない。

(景観重要樹木の指定等)

第 21 条 町長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で景観の形成に重要な価値があると認める樹木を法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木に指定することができる。

2 第 17 条第 2 項から第 5 項までの景観重要建造物に関する規定は、「景観重要建造物」を「景観重要樹木」と読み替えて準用する。

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第 22 条 景観重要樹木の所有者等は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 町長は、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な法第 33 条第 2 項の条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準として次のとおり定める。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の焼失、枯死などを防ぐため、病虫害の駆除、その他の処置を行うこと。

第 5 章 四万十町景観協議会

(景観協議会)

第 23 条 良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、四万十町景観協議会を置く。

2 協議会は、町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に必要な事項を調査し、及び審議し、並びに良好な景観の形成に関する事項について町長に意見を述べることができる

3 協議会は、委員 10 人をもって組織する。

4 協議会は、学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

5 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 21 日条例第 13 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。